平成２２年（フ）第６０３号
福岡県福岡市南区塩原１丁目５―７―101
破産者　森田也寸志
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０７号
東京都板橋区双葉町22―12　ハイム深沢Ｂ荘202号
破産者　植山ひとみ
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０８号
埼玉県朝霞市根岸台６丁目６―１
破産者　柳川かおり
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１８号
東京都足立区千住橋戸町20
破産者　諏訪れい子
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２６号
東京都葛飾区四つ木２丁目５―16
破産者　松本　　實
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

更生計画認可

平成２１年（ミ）第１８号
東京都千代田区永田町２丁目11番１号
更生会社　パシフィックホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成22年３月31日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針と骨子（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更および弁済納付方法
第１節　更生担保権
第１　別表３－１「更生担保権弁済計画表（匿名組合出資、優先出資、有価証券および債権）」（省略）記載の匿名組合出資、優先出資、有価証券および債権（以下「匿名組合出資等」という。）を目的とする担保権にかかる更生担保権
1　確定更生担保権
合計30件　4,282,533,592円
2　権利の変更および弁済
更生会社パシフィックホールディングス株式会社（以下「ＰＨＩ」という。）は、別表３－１「更生担保権弁済計画表（匿名組合出資、優先出資、有価証券および債権）」（省略）記載の確定更生担保権については、以下のとおり、処分連動方式により権利の変更および弁済を行う。
⑴　管財人による換価
ア　換価方法
管財人は、以下の①および②の方法を原則とし、匿名組合出資等を適宜の方法で換価する。
なお、匿名組合出資および優先出資についての換価の時期は、当該匿名組合出資および優先出資にかかる証券化スキームの融資期限等を考慮して、管財人と証券化スキーム上のレンダーおよび出資者等の関係者と協議の上決定するものとする。
また、更生担保権者は、管財人の換価活動に際し、購入希望者を紹介することができる。
①　管財人は、匿名組合出資等の換価に先立ち、当該匿名組合出資等にかかる更生担保権（別表６－１「存続する担保権一覧表（分類①）（匿名組合出資、優先出資、有価証券および債権）」（省略）に記載のないものはこれに含まれない。）を有する全ての更生担保権者（以下「関係更生担保権者」という。）に対し、換価予定日を通知する。換価予定日は、通知から３か月程度を目処とし、市況、匿名組合出資等の性質によって適宜管財人が定める。
関係更生担保権者は、管財人に対し購入希望者を換価予定日の１か月前まで何時でも紹介することができるものとする。
②　管財人は、原則として換価予定日における購入希望者で担保弁済額が最大となる者を相手として当該匿名組合出資等を換価する。例外的に、支払の確実性に問題があるなどの場合は、購入希望者の中から管財人が定める。
イ　換価条件
匿名組合出資等の換価に際しては、裁判所の許可のほか、以下のとおり、更生計画認可決定確定日からの経過期間により、関係更生担保権者のうちから以下の額を有する者および管財人の同意を得るものとする。
経過期間の判断の基準日は、換価予定日とする。
①　更生計画認可決定確定日から１年以内・・・各関係更生担保権者が当該匿名組合出資等について有する更生担保権の合計額全額および管財人
②　更生計画認可決定確定日から１年経過後２年以内・・・前記①の合計額の２分の１を超える額
③　更生計画認可決定確定日から２年経過後３年以内・・・前記①の合計額の４分の１を超える額
⑵　担保弁済額の算出
ア　担保弁済額の算出方法
担保弁済額は、当該匿名組合出資等の換価により取得した対価から、当該匿名組合出資等にかかる必要費用および更生協力金を控除した後の残額とする。
イ　必要費用および更生協力金
匿名組合出資等の換価代金から控除する必要費用および更生協力金は次のとおりとする。
【必要費用】
①　売主負担の印紙代（契約書、領収書）等の実費
②　入札を行った場合はこれに要する費用その他当該匿名組合出資等の換価にあたり生ずる費用（ただし、更生担保権者と協議の上、合理的な金額を定める。）
【更生協力金】
匿名組合出資等の換価代金から必要費用を控除した残額の３％相当額。なお、更生協力金の使途は、その全額を一般更生債権者に対する弁済原資とする。
ウ　担保弁済額の限度額
担保弁済額が、当該匿名組合出資等にかかる担保権の極度額等を上回る場合、担保弁済額は極度額等を上限とする。なお、極度額等とは、以下の内容とする。
①　質権・・・・被担保債権額（元本、開始決定日の前日までの利息・損害金および開始決定日から１年後までの利息・損害金に限る。）
②　根質権・・・極度額(ただし、被担保債権額（元本、開始決定日の前日までの利息・損害金および開始決定日から１年後までの利息・損害金に限る。)が極度額を下回る場合は被担保債権額。）
エ　複数の更生担保権が存在する場合の処理
①　同順位に複数の更生担保権が存在する場合
同順位に複数の更生担保権が存在する場合は、前記アおよびイに従って算出した金額を、各更生担保権者の当該匿名組合出資等にかかる担保権の極度額等を基準に按分した金額をもって各更生担保権者の担保弁済額とする。